

平成27年12月15日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成27年12月15日(火) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄	14番	佐々木 勇

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	河西 浩一
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	山下 俊和
町長公室長	高嶋 好弘
総務課長	石原 光弘
政策企画課長	岡部 登
税務課長	中川 隆弘
住民課長	矢野 修司
福祉保健課長	藤原 安江
福祉保健課主幹	丸岡 多恵子
環境課長	石井 克典
建設課長	島田 和博
産業課長	神原 宏一
消防長	前原 成俊
上下水道課長	河田 数明
教育課長	岡 敦憲

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	宮本 和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠にありがとうございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、4番村井保夫君、11番渡邊美喜子君を指名いたします。

日程第2、委員長報告を行います。

まず、12月11日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、古川幸義君。

総務教育常任委員会委員長（古川 幸義）

皆さんおはようございます。

平成27年12月11日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告致します。

審議事項。

議案第1号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）の制定について。

議案第2号、多度津町行政手続条例の一部を改正する条例（案）の制定について。

議案第3号、多度津町税条例等の一部を改正する条例（案）の制定について。

議案第4号、多度津町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例（案）の制定について。

議案第5号、平成27年度多度津町一般会計補正予算（第3号）について。

議案第6号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第2号）について。

議案第7号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第2号）について。

議案第8号、平成27年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第3号）について。

議案第9号、平成27年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）に

ついて。

議案第10号、平成27年度多度津町水道事業会計補正予算（第3号）について。

請願第1号、「所得税法第56条の廃止を求める」意見書提出を求める請願。

請願第2号、T P P交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを政府に求める意見書採択のための請願書。

審議結果。

議案第1号から議案第10号及び請願第1号、請願第2号について。

委員、傍聴議員より。

一つ、多度津町税条例等について、改正内容の周知方法はどのように考えているのか。

一つ、子ども・子育て支援法による保育料の分類はどのようになっているのか。

一つ、今回の多度津町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正が規則も伴うものであれば、審議の際、規則も参考資料として提示すべきでないか。

一つ、多度津町立幼稚園保育料徴収条例第1条に「町の規則によってその額を定める」とあるが、多度津町立幼稚園規則のどの箇所に重点を置いて、規則を改正するのか。

一つ、多度津町立幼稚園保育料徴収条例第1条に「支給認定保護者」とあるが、具体的にどのような人を指すのか。

一つ、道路新設拡張事業費が予算計上されているが、拡張箇所は堀江地区のどの辺りになるのか。

一つ、A R技術を活用した観光情報発信システム構築業務は、スマートフォンを活用した事業だと思うが、他の市町では行っているのか。

一つ、多度津町老朽危険空き家除去事業について、国土交通省が定める老朽危険空き家の測定基準を認定するところはどこなのか。

一つ、以前、多度津町の魅力を他の地域に発信するために、P Rビデオを作成していく話があったが、進捗状況はどうなっているのか。

一つ、緊急車両が通れない町道について、行政代執行により拡幅を行うことはできないのか。

一つ、所得税法第56条の規定では、家族従事者の自家労賃の対価の支払いは

必要経費として認められていないが、所得税法第57条の特例で、青色申告を行えば家族従事者に支払った給料は必要経費として認められていること、現在、青色申告と白色申告の制度がある限り、個人の選択の自由も守られていることから、矛盾した制度と考えにくいため、請願第1号に反対する。

一つ、T P P交渉大筋合意以降、地方公共団体等から懸念の声が寄せられているが、政府がT P P交渉大筋合意内容を丁寧に説明しながら、国民の不安を払拭し、成長産業として力強い農林水産業をつくるため、総合的なT P P関連政策大綱を作成し、政府が全力で後押しすることなので、請願第2号に反対する。

一つ、聖域とされた農産物重要5品目のうち、ほとんどが関税を大幅に削減されたのは、合意ありきという中で進められた結果であり、国会で重要5品目の関税堅持を求めた農林水産委員会の決議に反するものであるため、請願第2号に賛成する。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。

一つ、多度津町税条例等の改正内容については、ホームページ等で広く周知していきたいと考えている。

一つ、子ども・子育て支援法による国の保育料の分類は、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税課税額が7万7,100円以下世帯、21万1,200円以下世帯、21万1,201円以上世帯の5段階に分かれている。

一つ、今回の多度津町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正は規則も伴うものであるため、規則も資料として提示して議論させていただけたらと思っている。

一つ、多度津町立幼稚園の保育料については、多度津町立幼稚園規則の適正な箇所に金額を示したいと考えている。

一つ、多度津町立幼稚園保育料徴収条例第1条にある「支給認定保護者」は、幼稚園に通っている子どもの保護者を指している。

一つ、堀江地区の道路拡張箇所については、しおかぜ病院の北側交差点部の道路である。

一つ、A R技術を活用した観光情報発信システム構築業務については、中讃

広域圏内の2市3町で行う予定である。

一つ、危険空き家の担当部署は政策企画課であるが、今後、認定に関して問題が発生する可能性があるので、認定部分に関して、これから検討したい。

一つ、多度津町の魅力を他の地域に発信するためのPRビデオ作成の進捗状況については、先日、プロポーザル方式による入札により、業者が決定し、業者と話を詰めているところである。

一つ、行政代執行は余程のことがない限りできないので、町道の拡幅については、地元住民に協力していただく必要があると思っている。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号から議案第10号については、委員会として原案を可決し、請願第1号、請願第2号については、採決の結果、委員会として原案を不採択とした。

またその他として、執行部より他7件の報告がありました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

日程第3、議案第1号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）の制定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第1号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に決定いたしました。

日程第4、議案第2号、多度津町行政手続条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第2号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第5、議案第3号、多度津町税条例等の一部を改正する条例（案）の制定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第3号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第6、議案第4号、多度津町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第4号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第7、議案第5号、平成27年度多度津町一般会計補正予算（第3号）についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第5号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第8、議案第6号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第6号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第9、議案第7号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第7号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第10、議案第8号、平成27年度多度津町特別会計公共下水道補正予算
(第3号) についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第8号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第11、議案第9号、平成27年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算
(第2号) についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第9号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第12、議案第10号、平成27年度多度津町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第10号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第13、請願第1号、「所得税法第56条の廃止を求める」意見書提出を求める請願を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成27年第4回多度津町議会12月定例会におきまして、11月26日に提出されました請願第1号、「所得税法第56条の廃止を求める」意見書提出を求める請願の件について賛成の立場で討論をいたします。

戦後長きにわたって、日本国憲法の理念をないがしろにし続けてきた税制が所得税法第56条であり、個人事業者の働き分を認めない憲法違反の差別的税

制であります。

そして、所得税法56条は事業主と生計をともにする配偶者や家族が事業から受け取る報酬を事業の必要経費（人件費）と認めない規定であり、配偶者や家族の働き分は事業主所得に合算するよう求めております。

事業主である夫とともに家族経営を支える業者婦人からは、この制度に由来する差別的処遇を改善する声があがっております。

所得税法第56条の前身は、明治20年（1887年）に制定された所得税の第1条但し書き「同居ノ家族ニ居スルモノハ総テ戸主ノ所得ニ合算スルモノトス」に遡り、その発想は、戦前の家父長制度のもと、家長に絶対的な権力を集中させ、家産を独占させた「家」制度に基づくものであります。

敗戦の反省に立って創設された日本国憲法は「家族における個人の尊厳と両性の本質的平等（24条）をうたい、「家」制度は廃止されました。

シャープ勧告（1949年）により、税制の民主化も進められ、家父長制的「世帯合算課税」の多くは、民主的「個人単位課税」に改められました。

勧告は、「世帯合算課税」について「同一の生活水準、同一の担税力水準にある納税者より高い税率で課税する不公平な制度である。従って合算課税制度を廃止して個人別に課税するよう改める。」（1998年、斉藤信雄氏）と指摘しました。

しかし、個人事業者には、民主的家族制度が十分に定着していないことを理由に所得を恣意的に分割したり、報酬をつり上げたりして。不当に税負担を軽減する「要領の良い納税者」に対する「抜け道封じ」のための制限措置を提唱しました。

所得税法第56条は、こうした経緯により、「事業から対価を受ける親族のある場合の必要経費の特例」として設けられたものでございます。

その後、所得税法第56条の必要について、課税当局によってもともとわが国の個人事業は、家族全体の協力のもとで家族の財産を共同で管理、使用して成り立つものが多く、1. 企業と家計とが十分に分離されていない、2. 生計を一つにする親族に対して給与を支払う慣行がなく、事業から生じる所得は事業主が支配していると考えた方が、実情に即している、3. この様な給料を必要経費に認めると租税回避の手段として利用される恐れがある、などの主張が繰り返されております。

しかしこれらには、もはや所得税法第56条を合理化する理由はないわけでありませう。

政府は、2010年「中小企業憲章」を制定し、中小企業を「経済を牽引する力であり、社会の主役」と明確に位置付けました。

とりわけ家族経営については「地域社会の安定をもたらす」と積極的に評価

をしております。

その後、2014年に定めた小規模企業振興基本法では、「小規模企業の活力が最大限に発揮されることの必要性が増大していることに鑑み、個人事業者をはじめ、小企業者が多数を占める我が国の小規模企業について、その事業の持続的な発展が図られる」（第3条基本原則）のようにすると規定し、施策策定と実施の責務を国と地方公共団体にそれぞれ課しました。

家族経営の多くは、事業主と配偶者、その家族の働きによって人間味に溢れ、地域社会を豊かに支える存在でございます。

「全国業者婦人の実態調査」2012年回答数9829人でも、「年齢に関係なく働ける」（65.0%）働けることができ、「お客さんに喜んでもらえる」（42.9%）そのことを多くの業者婦人が自営業のメリットだとしております。

そして7割を超す業者婦人が多様な地域組織の役員、会員として積極的に地域活動に参加し、コミュニティのネットワークを形作っております。

こうした業者婦人や子ども達の働き分を税法上必要経費と認めない所得税法第56条は、家族経営に対する差別と偏見により業者婦人や子ども達の役割を否定し、その地位を低下させております。

最低生活費に食い込む税負担が家族経営の繁栄を阻害し、地域経済の振興を妨げているのが実情でございます。

そして個人事業者の青色申告の割合は、1965年に50%を越えてからは頭打ちになっております。

様々な特典を付けて誘導してもなお、白色申告に留まる個人事業者が多数に上る現実には身の丈にあった簡易で分かりやすい記帳に事業者にとっての利点があることを示しております。

そもそも記帳や決算は事業者が事業を継続、発展させる為に財務状況を把握する一つの手法であり、必ずしも税額計算が第一義的な目的でないことが思い起こされるべきではないのでしょうか。

青色申告に「恩典」を認めるのであれば、白色申告への差別的処遇との見返りに本来誰もが認められるべき家族の働き分を青色申告者だけに認めるといった消極的な対応を改めて、事業者の経理についての努力を積極的に評価する制度とすべきではないかという見方もあり得ます。

業者はすでに所得税の源泉徴収や住民税の特別徴収、消費税の徴収など、本来は国、自治体が行う徴収事務の一部を無報酬で肩代わりしております。

その上マイナンバー制度では、番号の収集、管理、記載、廃棄の事務負担まで負わされようとしております。

これがとりわけ家族経営、小企業ほど重い負担となっている実態を見直す必

要があるのではないでしょうか。

そこで、所得税法第56条を廃止すべき理由は、1. 所得税法第56条が業者婦人や子ども達の役割を否定している為に、その地位を低下させ、家族経営の繁栄や地域経済の振興を妨げていること、2. 誰もが記帳する時代になり「企業と家計とが分離されていない」という理由で、家族経営を差別する根拠は崩れていること、3. 働き分への正当な評価と適切な報酬を否定する所得税法第56条は「個人の尊重」「職業選択の自由」「財産権の保障」など憲法に保障された国民の権利に反していること、4. 所得税法第56条は税制上、必要経費である自家労賃は認められず、業者婦人に無償労働を押し付け、男女格差を助長していること、また、業者婦人は育児や介護の傍ら、商売をやりくりし、朝早くから夜遅く働いても年間86万円、一緒に働く息子や娘は年間50万円しか控除されないこと。

このようなことから所得税法第56条によって不利益を被っている具体例では、「社長の借り入れ」や「年金つき込み」など家計を事業に入れ込んでいるのが実態であり、中小業者、農林漁業者の妻や子どもの名前では、住宅ローンや車などのローンが組めません。

また、家族従業員が交通事故にあっても、また、他の事故にあった時は86万円が収入基準となり、補償額が低く、受け取れる補償額は専業主婦の半額ほどです。

保育園に申し込む時に民生委員に就労証明書を書いてもらう必要がある地域もあることです。

憲法違反の差別イコール所得税法第56条の廃止の訴えは立場を越えて共感を広げております。

既に香川県下でも「所得税法第56条の廃止を求める意見書」を採択したのは、さぬき市、三豊市、坂出市、琴平町であり、全国で8県を含む407自治体が同様の請願を採択しております。

以上のことから、私は個人や法人の負担は応能主義、つまりしっかりとした累進課税への改善で歳入を確保し、行政サービスは全て公平に行うべきと考えます。

また最低生活費に食い込む税負担が家族経営の繁栄を阻害し、地域経済の振興を妨げるという点からも所得税法第56条は速やかに廃止されるべきです。

従って「通常の白色申告では認めず、税務署長が条件付きで承認する青色申告なら認める」という申告の仕方で、家族従業者の給与を認めたり、認めなかったりすること自体が矛盾」しており、「明治時代の家父長制度が残るような時代遅れの法律は、もう無くするべきで、それには国の制度改正が必要であり、この国の制度は町が変更することは出来ないのです、従って請願第1号

「所得税法第56条の廃止を求める」意見書提出を求める請願については、賛成をいたします。

以上。

議長（志村 忠昭）

次に、原案に反対者の発言を許します。

塩野拓二君。

議員（塩野 拓二）

「所得税法第56条の廃止を求める」意見書提出を求める請願についてであります。所得税法第56条においては家族従事者の自家労賃の対価の支払いは必要経費として認められていないが、所得税法第57条の特例で青色申告を行うことで、家族従事者に支払った給料は必要経費と見られており、現在青色申告と白色申告の制度がある限り、個人の選択自由も守られており矛盾した制度とは考えにくい。

よって意見書の提出の請願には反対いたします。

以上です。

議長（志村 忠昭）

他に、討論はありませんか。

無いようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより請願第1号についてを採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は、不採択です。

請願第1号を採択することに賛成の方は、起立をお願い致します。

（起立少数）

議長（志村 忠昭）

起立少数です。

よって、請願は不採択する事に、決定いたしました。

日程第14、請願第2号、TPP交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを政府に求める意見書採択のための請願書を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

まず原案に賛成者の発言を許します。

尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成27年第4回多度津町議会12月定例会におきまして、11月26日に提出されました請願第2号、T P P交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを政府に求める意見書採択のための請願書について賛成の立場で討論をいたします。

10月5日難航した環太平洋連携協定（T P P）交渉が「大筋合意」したとする閣僚声明が発表され、日本では「歴史的快挙」のように報道されています。

T P P交渉には、アメリカ、日本とともにカナダ、メキシコ、ペルー、チリ、ブルネイ、オーストラリア、ニュージーランド、ベトナム、シンガポール、タイの12カ国が参加、関税分野とともに貿易に関わるルールを全面的に見直し、域内の貿易の拡大を図ることを目的とした交渉が行われたわけがあります。

「大筋合意」したとする協定の項目は、前文と関税分野と貿易ルール（非関税障壁）についての30項目となっております。

しかし、今回の大筋合意は最終決着ではなく、決裂しなかったと装う為の見切り発車の「合意」にすぎません。

現に11月はじめにやっと公表されたT P P協定の条文も「暫定版」とされており

ます。T P Pは玉虫色の部分もたくさんあり、よく分からない所もあるわけでございます。

そもそもT P Pは「関税撤廃」が原則とされておりました。

しかし安倍政権と自公与党は、2013年2月の安倍、オバマ会談で「一方的に全ての関税の撤廃をあらかじめ求められるものではないことが約束された」として交渉参加を強行しました。

そしてそのもとで重要農産物の関税撤廃、削減は対象外か、再協議の対象にすること。

それが認められない場合は脱退も辞さないことなどの国会決議（2013年4月）これを行ったのであります。

先の安倍首相の参加表明にあたっての言明に照らしても、2011年の参院選挙で「T P P断固反対、ぶれない自民党」のポスターを貼りめぐらしたことがいかにデタラメであったことは明らかであります。

日本の農業、特に土地利用型の生産は、自然的、社会的条件からいって、広大な平野を持つ条件に恵まれた諸外国との対等な競争には無理があり、関税は重要な国境措置でございます。

そこに農林水産関係団体や地方自治体、消費者団体がT P P交渉への参加に反対し、脱退を求めた大きな要因がありました。

日本の自然的、社会的な条件は、狭い国土や急峻な地形、農地と市街地の競合、物価水準など輸出国に比べて生産コストが高くなりやすいため、一定の保護措置が不可欠でございます。

そのため、輸入の数量規制（割当制度）や関税による国境措置を講じてきました。

1960年の貿易為替自由化大綱の制定以来、政府は農産物の自由化をすすめてきましたが、当初は大豆、柑橘、牛肉、砂糖など輸入を自由化、拡大した品目に対して、価格安定政策（大豆補給金制度、又牛肉、豚肉の輸入価格帯制度など）を設けて、国産の維持拡大を図ってきました。

しかし、WTO（世界貿易機関）の締結（1995年発足）とその後のコメの輸入関税化（自由化）への後退（1999年）、多くの関税の引き下げ、農業保護予算の削減などは、国内生産を一層縮小させ、食料自給率は低下、後継者不足や耕作放棄地の増大など農業の危機を深めてきました。

アメリカやEUなどが農業生産と農産物輸出に対する補助制度や農家に対する直接払いなどによって、農家の所得の多くを政策的に保障しているのとは違い、日本は農業保護を次々と削減してきた上での関税撤廃引き下げですから、農業者に与える打撃ははかり知れません。

この国環境措置撤廃は、いっそうの深刻な農業危機と食料自給率の低下をもたらすことは、火を見るより明らかであります。

また、TPP交渉参加に関する国会会議は、農産物重要5品目（米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物）を聖域とし、数年かけた関税撤廃も認めないとしましたが、安倍内閣は、この重要5品目について、極めて重大な譲歩を行いました。

主要品目の国家貿易、輸入規制の制度は残しますが、全ての分野で輸入の拡大と関税の引き下げが行われます。

さらに重要5分野の貿易細目586品目のうちの174品目の関税を撤廃をします。これは国会決議にも、自民党の公約にも反することは明らかです。

米では、現行のミニマムアクセス輸入77万tに加えて、アメリカ、オーストラリアに7万8400tにも及ぶ特別輸入枠を設定、そしてアメリカには更に従来のミニマムアクセス枠内で6万tもの輸入枠を設定する特別扱いです。

米は、ここ数年生産者価格は暴落しており、政府の規模拡大政策に従ってきた大規模経営、生産者組織までが離農に追い込まれてきております。

その背景には、人口減少や食生活の変化による米の消費減の上に、ミニアクセス米の主要米への影響などで、米過剰の状態が解決されていないことがあり、更に政府が2015年度から、米直接支払の支給額を半減したことがそれに追い打ちをかけております。

また、野菜、果物、水産物などは、米など重要5品目とともに、日本の豊かな食生活を支えるとともに、地域経済の重要な部分を担っております。

林産物も森林、国土の適切な管理に欠かせないとともに、地域経済を支える重要な産品です。

ところが、政府は、国会決議の5品目以上に情報を出さない秘密交渉の結果を「大筋合意」の概要発表の後、突然に発表するという関係者にとっても、国民にとっても、まさに「寝耳に水」のひどい仕打ちです。

農産物は、15%の品目で関税を残すことができましたといいますが、農林水産物の多くの関税を即時に、またその後も長くても10年程度で撤廃されますが、しかし、わが多度津町における果物、野菜では、ぶどう（関税7.8%～17%）が即時撤廃となり、主な輸入国はチリ、アメリカであり、トマト（関税3.0%）も即時撤廃、主な輸入国はアメリカ、韓国、ニュージーランド、レタス（関税3%）、即日撤廃、台湾、アメリカ、中国、スイートコーン（6.0%）これは4年目から始まります、また豪州など。

そしてネギ（3%）即日撤廃、中国でございます。

水産物では、エビ（2%）、カツオ、キハダマグロ、ヒラメ、カレイ（3.5%）などが、即日撤廃、カナダ、豪州、台湾、韓国となり、わが町でも大きな打撃と影響を受けかねないこととなります。

すでに、日本の農林水産業は、大部分の精算分野にわたって生産者価格が生産コストを償わない事態にあります。

多くの農林水産物の生産者価格が輸入圧力やスーパーなどによる価格破壊と家計収入の減少などもあって、低下しており、しかも円安による飼料、肥料などの経費増大も深刻で規模拡大、コスト低減の努力は間に合わない状況にあります。

そうした中で我が国の農業は米、酪農、肉牛、果樹をはじめ、多くの分野で担い手農家の離農、生産規模の縮小が広がり、地域農業の維持を困難にしております。

ですから関税の撤廃、引き下げは市場価格の下落とともに、政府自らが国産でも輸入物でもかまわないという姿勢を示すことになり、国内生産の必要性を弱め生産意欲を失わせます。

政府、自公与党は、万全事後対策を行うことで、国会決議が守られると言いますが、今示されている事後対策の中心は規模の拡大と品質格差による輸出の拡大でございます。

これでは地域で頑張っている家族経営、兼業農家など、現に生産に携わっている多彩な担い手を排除する構造改革の推進になりかねません。

そしてまた地域の農業も地域の活性化も不可能です。

また農協改革では、農家の所得減少を農協の経済事業の責任にしましたが、全くの筋違いでございます。

多様な担い手の生産継続が可能になり、後継青年や新規就農者が農業で暮らしが立つようにするにはこの間行われてきた関税の撤廃、引き下げを撤回するだけでなく、農産物の価格保証、所得補償が大切であります。

農林漁業の基盤整備にしても、大規模化、総地価中心ではなく、中山間地域を含めて地域農業が成り立つ条件を拡大することに力を入れるべきであり、農産物の販路拡大や加工などに農協や生産組織が取り組める条件の拡大、機械、資材の価格の引き下げや共同利用への援助など農家の所得を増やす具体的な対策が必要です。

これらを含め、農業を基幹産業として位置付け、地域農業と多くの農業生産者、つまり多様な担い手でございますが、これらが展望を持てる政策への転換を図るためにも、T P P「大筋合意」農業分野の大幅譲歩は撤回させることが不可欠であります。

国民の生活を根本から脅かし、そして国会決議や守られていないのなら、少なくとも今回の大筋合意を即時撤回することは当然ですし、また農業や医療、食の安全、地域経済や国の士気まで脅かすT P P交渉から撤退することこそ、真の国内対策でございます。

従って、請願第2号、T P P交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを政府に求める意見書採択のための請願書については、賛成をいたします。

以上。

議長（志村 忠昭）

次に、原案に反対者の発言を許します。

塩野拓二君。

議員（塩野 拓二）

T P P交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを政府に求める意見書採択のための請願書についてであります。T P P交渉は平成25年より始まり、本年10月5日に米国アトランタにおける閣僚会合で交渉参加12カ国の大筋合意が行われ、人口8億人という巨大市場が創出されました。

これにより物の関税の削減撤廃だけでなく、サービス、投資の自由化を進め更には知的財産、電商取引、国有企業、労働環境の規律など幅広い分野で新しいルールを構築することにより、今まで海外展開できなかった技術力のある中小企業がいながらにして海外展開や地域の特色を生かした地場産業、農産品を8億の市場へ打って出ることができ、我が国の実質G D Pを押し上げることが期待されています。

また一方で、大筋合意以降、国民、地方公共団体、関係団体等から懸念、不安の声が寄せられていることも事実であります。

そのため政府は今後とも合意内容を丁寧に説明しながら、T P Pの影響に関する国民の不安を払しょくし、特に農林水産物の重要品目について引き続き再生産可能となるよう更に農林水産業全体として、成長産業として力強い農林水産業を作り上げるため総合的なT P P関連政策大綱を作成し、27年度補正予算にも盛り込み全力で後押しすることなので、今回の意見書提出の請願には反対致します。

以上です。

議長（志村 忠昭）

他に、討論はありませんか。

無いようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより請願第2号についてを採決いたします。

請願第2号に対する委員長報告は、不採択です。

請願第2号を採択することに賛成の方の起立をお願い致します。

（起立少数）

議長（志村 忠昭）

起立少数です。

よって、請願第2号は不採択する事に、決定いたしました。

日程第15、意見書案第1号、ヘイトスピーチ対策に対する意見書(案)の提出についての件を議題といたします。

案文は、お手元に配付の通りであります。

よって、提案者の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略いたします。

これより、質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これより意見書案第1号についてを採決いたします。
本案は原案の通り可決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。
よって本案は原案の通り可決することに決定いたしました。
日程第16、閉会中の継続調査についてを議題といたします。
この件につきましては、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております通り、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮りをいたします。
各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと、認めます。
よって、本件は、各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。
以上をもって、本定例会に付議されました議案は、全部終了いたしました。
これにて、平成27年第4回定例会は閉会いたします。
長時間にわたってのご審議、ご協力誠にありがとうございました。

閉会 午前10時00分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 27 年 12 月 15 日
第4回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記